

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
恵中建設株式会社(岐阜県恵那市長島町中野上沼36-5)[1000004410]
2. 資格登録停止措置の期間
令和3年4月26日 ~ 令和3年6月25日(2ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者は、「中央自動車道 恵那インターチェンジ他11C雪氷用作業員詰所増築等工事」(名古屋支社発注)の入札において、低入札価格調査を辞退したもの。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記の事業者が、低入札価格調査を辞退したことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

| 措置要件 | 期間 |
|---|-------------------------------------|
| (不正又は不誠実な行為) 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内 |

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)